

柏原市都市計画施設の区域及び市街地開発事業の施行区域内  
における建築許可に関する取扱い要綱の運用について

1 要綱第3条「許可の方針」について

- (1) 許可に係る審査は、法第54条の許可基準及び本要綱に基づいて行い、同条及び本要綱の基準に適合しないものについては原則として許可しないものとする。
- (2) 許可を必要とする建築行為とは、建築物（附属する門塀を含む。）の新築、増築、改築及び移転とする。この制限は、都市計画施設等の区域内における建築行為にかかるものであり、建築物の敷地の一部が都市計画施設等の区域内にかかっても、建築行為が都市計画施設等の区域外で行われる場合は許可を要しない。

なお、法第53条の許可を必要とする建築行為は、都市計画施設又は市街地開発事業について法第62条の事業の認可があるまでの間に行われる建築行為とする。

2 要綱第4条「必要書類」について

- (1) 許可申請書及び添付書類の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。
- (2) 許可申請にあたり、市長が必要と認める資料とは、念書（添付様式1）、委任状、3階建て建築物の概要（添付様式2（3階建ての場合））、位置図、配置図、都市計画明示図、建物平面図、建物立面図、建物断面図、矩計図、求積図（敷地面積、建築面積及び延べ面積の都市計画施設等にかかる部分とそれ以外の部分）及びその他市長が許可又は不許可を判断する上で必要とする図書及び図面とする。
- (3) (2)の市長が必要と認める資料には、市長が許可又は不許可を判断することができる事項を記載するものとする。

3 その他

許可申請に対する標準的な処理期間は、14日とする。